**令和３年度　合議体の運営について**

資料１

○　平成28年度より実施している広域支援相談員の相談事例に関する「助言・検証実施型」合議体は、昨年度については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催するに至らなかった。

○　しかし、開催により相談に関する現状の把握と整理がなされるとともに、広域支援相談員の対応力向上にもつながるものであることから、「助言・検証実施型」合議体は継続的に実施し、議論を重ねていくことが必要である。

○　そこで令和３年度については、少なくとも２回の「助言・検証実施型」合議体を開催し、広域支援相談員が対応や判断に苦慮した（あるいは苦慮している）困難事例を中心に、相談事例の検証等を行うこととする。

　また、広域支援相談員が対応してもなお解決が難しく、条例第10条に基づくあっせんの求めがあった場合には、法第８条第1項および条例第７条に基づく事項に係る紛争の解決をするためのあっせんを行う「あっせん実施型」合議体を適宜開催する。

○　合議体の構成員については、「大阪府障害者差別解消協議会規則」第６条に基づき、以下により行うものとする。

・大阪府障がい者差別解消協議会の委員及び専門委員のうちから、会長が５名を指名する。

・会長が指名する５名については、相談事例の分野や障がい種別等の内容に応じて、会長がその都度指名するとともに、少なくとも1名の障がい者関係委員等の参画を得て組織することを基本とする。

○　また、大阪府障がい者差別解消協議会運営要領第５条に基づき、合議体の運営に当たって、会長が必要と認める場合には、構成員以外の解消協委員や事業者等に適宜出席を求め意見を聴くこととする。

○　合議体構成員以外の解消協の委員が合議体の視察を求める場合は、引き続き運営要領第９条第５項により取り扱うこととする。

○　合議体にて議論した相談事例等について報告書として取りまとめを行う。